

福岡市商店街社会課題解決型補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街社会課題解決型補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街が、社会的課題の解決のために行う取組みを支援することにより、商店街及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号及び第4号の団体であつて、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる社会課題のいずれかの解決に資する事業とする。

- (1) 少子化・高齢化
- (2) 障がい者支援
- (3) 安全・安心
- (4) 地域資源活用・農商工連携
- (5) 環境問題
- (6) 買い物困難者（買い物弱者）
- (7) 「新しい生活様式」への対応
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に重要と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助対象経費には、当該商店街等運営上の経常的な経費を含まないものとする。

(補助事業者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも適合する商店街等とし、公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、当該補助事業の実施に要する同一の経費に係るものについて交付を受けていない、又は受けたことがないこと。
- (5) 一つの補助事業者が、同一年度内にこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は 1 回とする。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (9) 市長が補助金の交付の対象として適当であると認めること。

（補助金の額）

- 第 7 条 補助金の額は、補助対象経費（国の支援制度を利用する事業にあつては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額）に 3 分の 2 を乗じて得た額又は 200 万円のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

- 第 8 条 補助事業の実施期間は、交付決定日から交付決定日が属する年度の 3 月 31 日までとし、この期間内に補助事業を実施し、完了しなければならない。

（補助金の交付の申請）

- 第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、福岡市社会課題解決型補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 商店街等の役員名簿（様式第 2 号）
 - (2) 商店街等の会員名簿
 - (3) 商店街等の規約、規則等
 - (4) 商店街等の直近の総会資料
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(連携団体等)

第 10 条 補助事業者と連携する商店街等及び商店街等以外の団体は第 6 条各号に適合する団体でなければならない。

(福岡市商店街支援施策等協議会)

第 11 条 市長は、規則第 5 条第 1 項の交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱に定める福岡市商店街支援施策等協議会（以下「協議会」という。）の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第 12 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街社会課題解決型補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者へ通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、福岡市商店街社会課題解決型補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）によりすみやかにその決定の内容を補助事業者へ通知しなければならない。
- 3 市長は、第 9 条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第 13 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号若しくは同項第 2 号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街社会課題解決型補助金実施計画変更申請書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

- 2 規則第 6 条第 1 項第 1 号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業計画の主たる内容以外の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことがなく、かつ、補助金の増額を伴わないもの。
 - (2) 経費の配分の変更であって、補助金の増額を伴わないもの。
- 3 市長は、第 1 項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めるときは、第 12 条第 1 項の決定を変更することができる。
- 4 規則第 6 条第 3 項の規定は、第 1 項の承認をする場合に準用する。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、事業終了後から当該年度の 3 月 31 日までに、福岡市商店街社会課題解決型補助金事業実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類及び資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
 - (2) 補助事業実施の成果を証するもの
 - (3) 事業実績確認のために、市長が特に必要と認める書類
- 2 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が

明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 規則第 15 条中「様式第 6 号」とあるのは、「福岡市商店街社会課題解決型補助金確定通知書（様式第 7 号）」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の時期)

第 16 条 補助金は、前条の規定により確定した額の請求に基づき交付するものとする。

- 2 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市商店街社会課題解決型補助金事前交付請求書（様式第 8 号）を提出しなければならない。
- 3 規則第 17 条第 1 項ただし書の場合において、補助対象者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市商店街社会課題解決型補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第 18 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
 - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し当該補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定取消し及び返還)

第 19 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第 6 条各号のいずれかに反するとき。
- (2) 第 18 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 関係法令を遵守しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(書類の保存)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 21 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等で、取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条から第 3 条までに定める期間（当該期間が 10 年を超える場合は、10 年とする。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街社会課題解決型補助金による取得財産の処分申請書（様式第 10 号）により、市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

(届出の義務)

第 22 条 補助事業者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(この補助金の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる複数年補助型の区分により補助金を受けている補助事業者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

4 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この補助金の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この補助金の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(この補助金の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。